

## これまでの委員会における主なご指摘について（概要）

### 1. 水需給の安定性

#### （1）全般

- ・ 需要予測ではなく、需要を制御するという発想も必要である。
- ・ 水資源機構は、施設の機能の維持・管理・更新等については、適切に行う必要がある。
- ・ ダムの実力低下は、気象変化のみによるものかどうか、定量的な分析が必要。
- ・ 農業用水の活用方策は需要面、供給面の両面を考慮して制度設計すべき。
- ・ 自給率を60%かそれ以上にあげなければならない、ということになれば、もう一度、農業用水がどれくらい必要になるのかどうか検討が必要であろう。
- ・ 水循環・水環境という視点から、農業用水の使用実態を可能な限り捉えるべき。

#### （2）渇水対応

- ・ これまでの互譲の精神だけでよいのか。用途間転用が互譲の精神に基づいて出来ない部分をどう転用促進を図るか、あるいは異常渇水時に互譲の精神を働かせるためにどういうイニシアチブをとるかが、水資源管理の中身として重要。
- ・ 価格インセンティブの導入により柔軟な渇水対応が可能。
- ・ 渇水被害の予測、その予防方策とそれにかかるコストについては、リスク分析手法を取り入れて評価し、国民に対し説明し納得を得る必要があるのではないか。
- ・ 通常はセパレート方式等で調整をし、非常事態等になれば、経済的損失に対して補償して調整できるような仕組みを検討すべき。
- ・ セパレート方式による渇水調整は、ユーザー毎に節水意識が高まる反面、後発地域に厳しい制限を課すという面もある。
- ・ 事前に地域を水路・管路等で結んでおくことも含め流域を超えたソフト・ハード両面での連携についての議論も必要ではないか。
- ・ 渇水時の農業用水の融通については、関係者間であらかじめ話し合いセイフティネットをつくっておけばよい。

### 2. 健全な水循環系構築

#### （1）全般

- ・ 「健全な水循環系」とは、人間の生活が全くない状態が健全なのか、他の水系からの導水は不健全なのかなど、概念の整理が必要である。
- ・ 流域全体を対象とした総合的な政策が必要。
- ・ EC水枠組指令やドイツ水法を踏まえると、水基本法も一つの選択肢となる。

- ・環境基準は、数値化して客観性をもたせているが、人の関心や感覚から遠くなっており、「健全な水循環系構築」を深化させていくためには、人と水との関わりを近づける工夫が必要。
- ・生態系全体という観点からの環境用水という考え方が必要となる。河川維持という観点だけでなくもっと幅広い視点が必要。
- ・今後は、水資源の開発ではなく、健全な水循環系には生態系も含めて、水資源の管理や保全、再生に重点を置くべき。
- ・住民等を含む幅広い層の協働・参画が必要であり、幅広い関係者間での合意をどう取り付けるか、その際の調整の仕組みが重要となる。

## (2) 水質

- ・農業用水は例えば利根川水系では4～5回は繰り返し利用が既に行われているが、農薬、殺虫剤、抗生物質等が環境ホルモンとして河川に入ってしまうことが議論の対象。
- ・現行のフルプランにおいては、水質保全に関して定性的な記述があるにとどまっているが、水質に関することをもっと取り込んだ計画とすべき。

## (3) 地下水

- ・健全な水循環系の構築に当たっては、地下水の取扱が重要。用途別・地域別毎にどの程度の揚水量が渇水時にあったのか等といったデータが不足している。
- ・今後は、地下水水質の汚染の拡大なども重要。健全な水循環系の構築の面からみても、地下水についての法的な面も含めた扱いを検討すべきである。

## 3. 水の国際問題への対応

- ・途上国での水問題は深刻であり、日本がどのように関わっていくか考える必要がある。
- ・国際業務については、まず実績を作った上で正式な業務として法的にも位置付けることを目指すべきである。
- ・WTOにおける水道事業のサービス貿易化の議論があるが、国土交通省は国際的な業務の経験が少ないので、今後の対応について、あらかじめ準備をしておく必要がある。